（様式４）

「５　参加資格の要件」（１）から（７）のすべてに該当する旨の誓約書

令和６年４月　　日

（あて先）

　埼玉県知事

主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名

サーキュラーエコノミースタートアップ企業ビジネスプランコンテスト運営等業務委託に係る企画提案競技に当たり、実施要項の「５ 参加資格の要件」の（１）から（７）のすべてに該当することを誓約します。

|  |
| --- |
| （参考）  ５　参加資格の要件  　　企画提案競技に参加できるものは、（１）から（７）までに掲げる要件をすべて満たす法人格を有する者とする。  　（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。  　（２）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。  　（３）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。  　（４）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。  　（５）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。  　（６）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。  　（７）物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 4年埼玉県告示第 747 号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち大分類「催物等」、小分類「催物の企画・運営等関連業務」に登録されている（登録されるものを含む）こと。 |